

議案第40号

鹿児島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年鹿児島県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第81条の2第2項及び第6項」を「第81条の2第3項及び第7項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、基金には、国民健康保険事業特別会計の各年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金の全部又は一部を積み立てることができる。

第6条中「）及び」を「）,」に改め、「同条第2項」の次に「及び第4項」を加える。

第7条中「第81条の2第9項第1号」を「第81条の2第10項第1号」に改める。

第12条第1項中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改める。

第15条に次の1項を加える。

2 知事は、法第81条の2第4項に該当する場合、算定政令第21条の2第3項の規定により算定した額を限度として、その範囲内で基金を取り崩し、国民健康保険事業特別会計に繰り入れることができる。

第16条中「前条」を「前条第1項」に改める。

附則第3項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険法の改正に伴い、鹿児島県国民健康保険財政安定化基金を国民健康保険事業費納付金の上昇抑制等のために充てることを可能とする等のため、所要の改正をしようとするものである。